

令和3年度（2021年度）個人住民税（市・県民税）の主な改正内容をお知らせします。
 個人住民税は、前年所得を基に課税されます。令和3年度の個人住民税は、令和2年中（令和2年1月から12月末）の所得が影響するため、注意してください。

問税務課 ☎（43）1636

令和3（2021）年度 個人住民税（市・県民税）の主な改正点

■基礎控除の見直し

- 控除額が10万円引き上げられます。
- 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて控除額が段階的に減少し、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、基礎控除は適用されません。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0万円

■非課税基準および所得控除等の合計所得金額の要件等の見直し

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除にかかる配偶者の合計所得金額の要件	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額の要件	75万円以下	65万円以下
障害者、未成年者、寡婦（夫）に対する非課税措置の合計所得金額の要件	135万円以下	125万円以下
児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者	135万円以下	適用なし
均等割の非課税限度額の合計所得金額	28万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10万円＋扶養親族がいる場合は16.8万円	28万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋扶養親族がいる場合は16.8万円
所得割の非課税限度額の総所得金額	35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10万円＋扶養親族がいる場合は32万円	35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋扶養親族がいる場合は32万円
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円

■子どもの貧困に対応するための非課税措置（新設）

児童扶養手当の支給を受けている児童^{※1}の父又は母のうち、現に婚姻^{※2}をしていない者または配偶者^{※2}の生死の明らかでない者であって、前年の合計所得金額が135万円（給与収入204万円）以下の場合は、個人住民税が非課税になります。

※1 父又は母と生計を一にする子で、前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの。

※2 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。



■給与所得控除の見直し

- 控除額が一律10万円引き下げられます。
- 給与所得控除の上限額が適用される給与などの収入金額が850万円に、その控除上限額が220万円から195万円に、それぞれ引き下げられます。なお、子育て世帯や介護世帯には、負担が生じないよう緩和措置があります。（所得金額調整控除）

給与等の収入額(A)	給与所得金額
162.5万円以下	(A) - 55万円
162.5万円超180万円以下	(A) × 60% + 10万円
180万円超 360万円以下	(A) × 70% - 8万円
360万円超 660万円以下	(A) × 80% - 44万円
660万円超 850万円以下	(A) × 90% - 110万円
850万円超	(A) - 195万円

- 所得金額調整控除
 (1) 給与等の収入金額が850万円を超える所得者で、次の①～③のいずれかに該当する場合は、所得金額調整控除を給与所得から控除します。
 ① 特別障害者に該当する者
 ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
 ③ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者

(2) 給与所得と公的年金等雑所得の金額の合計額が10万円を超える所得者の場合、給与所得控除額と公的年金等控除額の双方が10万円引下げられるため、基礎控除額の10万円引上げと、所得金額調整控除により負担増が生じないよう給与所得の金額から控除します。

所得金額調整控除の額 = (給与等収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

控除額 = (給与所得 (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得 (10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

■公的年金等控除の見直し

- 控除額が一律10万円引き下げられます。
- 公的年金等の収入金額が1,000万円以上の場合の控除額は、195.5万円が上限になります。
- 公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、次の表のとおり控除額が引き下げられます。

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	(A) - 110万円	(A) - 100万円	(A) - 90万円
330万円超410万円以下	(A) × 75% - 27.5万円	(A) × 75% - 17.5万円	(A) × 75% - 7.5万円
410万円超770万円以下	(A) × 85% - 68.5万円	(A) × 85% - 58.5万円	(A) × 85% - 48.5万円
770万円超1,000万円以下	(A) × 95% - 145.5万円	(A) × 95% - 135.5万円	(A) × 95% - 125.5万円
1,000万円超	(A) - 195.5万円	(A) - 185.5万円	(A) - 175.5万円

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	(A) - 60万円	(A) - 50万円	(A) - 40万円
130万円超410万円以下	(A) × 75% - 27.5万円	(A) × 75% - 17.5万円	(A) × 75% - 7.5万円
410万円超770万円以下	(A) × 85% - 68.5万円	(A) × 85% - 58.5万円	(A) × 85% - 48.5万円
770万円超1,000万円以下	(A) × 95% - 145.5万円	(A) × 95% - 135.5万円	(A) × 95% - 125.5万円
1,000万円超	(A) - 195.5万円	(A) - 185.5万円	(A) - 175.5万円